

### 第三編 委員会・専門委員規約

#### 9 一般財団法人東京都スキー連盟規約等審議委員会規程

(根拠)

第1条 一般財団法人東京都スキー連盟（以下「本連盟」という。）定款第50条に基づき本連盟に規約等審議委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本連盟の定款、規則、規程、細則等（以下総称して「規約等」という。）を適正かつ合理的なものとするよう審議することによって、本連盟の健全かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(職務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の職務を行う。

- 一 規約等に関して会長から諮問された事案の審議
- 二 前号に掲げるもののほか、規約等を公正かつ円滑に運営するために必要な審議

(選任及び構成)

第4条 委員会の委員は、理事会の決議を得て本連盟会長が委嘱する。

- 2 委員の定数は、10名以内とする。
- 3 委員会に委員長1名、副委員長若干名を置く。
- 4 委員長、副委員長は、委員の互選による。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の招集及び議長)

第6条 委員会は委員長が必要と認めた場合及び委員現在数の3分1以上から会議の目的を示して請求があった場合に委員長が招集する。ただし、最初の委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長とする。
- 3 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長が事故、不在のときは、これを代行する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規則は、1975年（昭和50年）9月7日から施行する。

附 則

この規則は、1994年（平成6年）6月24日から施行する。

附 則（評議員会2012年（平成24年）7月22日決議）

この規則は、2012年（平成24年）8月1日より施行する。

附 則（理事会2012年（平成24年）11月3日決議）

この規則は、2012年（平成24年）11月29日から施行する。

（「旧規約等審議委員会規則」の改廃が評議員会の決議が必要であったため、2012年（平成24年）11月29日評議員会で決議。）